

第4回大分川・大野川学識者懇談会 〔会議資料(大野川)〕

大野川水系河川整備計画の変更について

平成26年11月4日

国土交通省 九州地方整備局

大野川水系河川整備計画(これまでのスケジュール)

大野川水系河川整備基本方針 策定(平成11年12月1日)

大野川水系河川整備計画 策定(平成12年11月27日)

第1回大分川・大野川学識者懇談会の開催(平成26年3月7日)

現行河川整備計画の概要及び
社会状況の変化の説明

第2回大分川・大野川学識者懇談会の開催(平成26年6月16日)

河川整備計画の点検を実施し、
計画の見直しを決定

第3回大分川・大野川学識者懇談会の開催(平成26年8月8日)

変更原案の骨子説明

大野川水系河川整備計画【変更原案】の公表(平成26年9月19日)

意見箱

意見収集

平成26年9月19日～10月16日

インターネット

【学識者、地域住民意見等の集約・反映】

第4回大分川・大野川学識者懇談会の開催(平成26年11月4日)

各種意見を反映した河川整備
計画【変更案】内容説明

大野川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

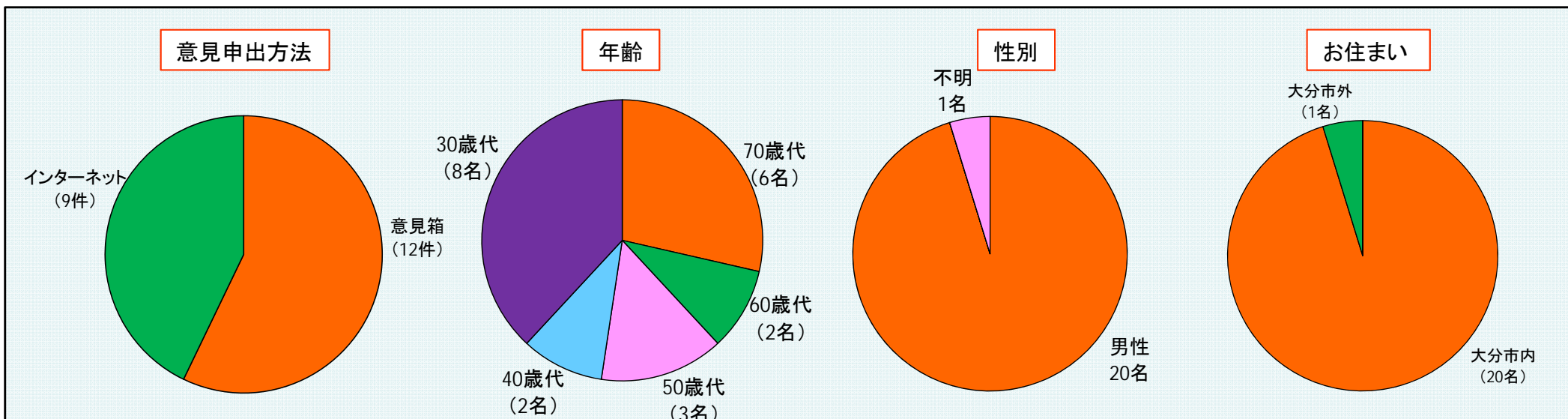
住民意見について

平成11年12月の大野川水系河川整備基本方針策定を受けて、平成12年11月に全国初の河川整備計画を策定しました。

河川整備計画策定以降、河川を取り巻く状況の変化(平成23年3月東北太平洋沖地震の発生に伴う法律の改正等、平成24年7月九州北部豪雨による矢部川の堤防浸透に伴う決壊、近年の頻発する集中豪雨の発生など)及びこれまでの事業進捗状況等を適切に反映できるよう河川整備計画の点検を実施しました。その結果、河川整備計画を変更することとし、現在「大野川水系河川整備計画(変更)ー国管理区間ー」の策定に向けて作業を進めているところです。

策定にあたっては、国土交通省大分河川国道事務所が「大野川水系河川整備計画(変更原案)ー国管理区間ー」を公表し、地域住民の方々の意見を伺うために意見箱やインターネットにより皆様方からのご意見を伺いました。

住民意見の結果



大野川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

周知方法 記者発表、ホームページ、「大野川だより」により意見募集を実施

記者発表



大野川水系河川整備計画(変更原案)を公表します ～計画【変更原案】について地域住民の皆様からご意見を伺います～

国土交通省九州地方整備局では、大野川の中期的な整備内容を定めた「大野川水系河川整備計画(H12年11月)」の策定以降、東北太平洋沖地震や九州北部豪雨など河川を取り巻く状況の変化及びこれまでの事業進捗等を踏まえ、河川整備計画を変更することとしました。

河川整備計画の変更にあたり、地域住民の皆様のご意見も踏まえながら計画の変更を進めてまいります。
意見の募集方法につきましては、意見箱及びインターネットにより行います。

事務所HP



大分県HP



大野川だより

大野川だより(第57号) 大野川に感謝、川をきれいに! ～水辺にやすらぎ心にゆとり～



【松岡小学校による水生生物調査】

第57号の主な内容

- ◇あなたのご意見をお聞かせ下さい
～大野川水系河川整備計画の変更にあたって～
- ◇大在の古地図見てみませんか?～看板がリニューアルしました～
- ◇大野川堤防除草計画図及び刈草いりませんか?

あなたの意見を聞かせて下さい
大野川水系河川整備計画(変更原案)～国管理区間～

【意見募集期間】
平成26年9月19日(金)～10月16日(木)まで

【意見の募集方法】
意見箱および大分河川国道事務所ホームページ
http://www.qpr.mlit.go.jp/otita/

【意見箱設置場所】
・国土交通省 大分河川国道事務所及び大野川出張所
・大分県土木建設部河川課
・大分県大分土木事務所(地区情報コーナー)
・大分県河川課
・大分市総務支所
・大分市大宮支所
・大分市大在支所
・大分市野田支所

大野川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

変更原案概要パンフ

豊かな自然と文化をうけつぎ、安全で安心して心の豊かさを育む大野川を未来に継承します

概要版

大野川水系河川整備計画(変更原案)

国管理区間

大野川



国土交通省 大分河川国道事務所

アンケート用紙

平成26年10月16日(木)までに意見箱へ投函下さい

あなたのご意見をお聞かせ下さい

年代	()	性別	男 ・ 女
お住まい	大分市内 ・ 大分市外 ・ 大分県外		

■大野川水系河川整備計画(変更原案)-国管理区間-に関するご意見をご自由にお書きください。

該当する項目をチェック してください。

■河川に行く頻度と目的をお教えてください。【複数回答可】

- ◎頻度 ほぼ毎日 月に数回 年に数回 行かない
 ◎目的 散歩等 釣り等 水遊び その他
 ()

■どのような川づくりを望みますか?【複数回答可】

- 安全、安心で水害のない川づくり
 瀬や淵や河畔林があり自然の流れがある、緑豊かな川づくり
 水遊びや散歩など憩いの水辺があり、触れあうことのできる川づくり
 その他 ()

■その他、ご意見がございましたら、ご自由に記入下さい。

アンケートご協力いただき、ありがとうございました
 国土交通省 大分河川国道事務所 調査第一課

※大分河川国道事務所ホームページでもご意見を募集しております。
 ※大分河川国道事務所ホームページに(変更原案)及び概要パンフレットを掲載しております。
<http://www.qsr.mlit.go.jp/oita/>



大野川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

意見箱の設置

大分河川国道事務所、大分県、大分市など9箇所に意見箱を設置

インターネット

事務所ホームページにアンケートフォームを作成し、意見聴取を実施



大分河川国道事務所



同事務所 大野川出張所



大分市河川課



大分市鶴崎支所



大分市大南支所



大分市大在支所

大野川水系河川整備計画(変更原案)へのご意見

大野川水系河川整備計画(変更原案)について

国土交通省大分河川国道事務所では、大野川の中期的な整備内容を定めた「大野川水系河川整備計画(平成12年11月)」の策定以降、東北太平洋沖地震や九州北部豪雨など河川を取り巻く状況の変化及び、これまでの事業進捗等を踏まえ、河川整備計画を変更することとしました。

河川整備計画の変更にあたり、地域住民の皆様のご意見も踏まえながら計画の変更を進めていきたいと考えておりますので、皆様のご意見を募集します。

【大野川水系河川整備計画【変更原案】の公表】

「大野川水系河川整備計画」の変更に向けて、大野川河川整備計画【変更原案】を作成しました。そこで、大野川水系河川整備計画【変更原案】及び 概要版パンフレットを掲載していますので、ご覧下さい。この変更原案をもとに地域の皆様から幅広いご意見を伺い、参考にさせていただいた上で計画策定に至りたいと考えておりますので、たくさんのご意見をお寄せ下さい。

募集期間: 平成26年9月19日(金)～10月16日(木)

公表資料

※ 閲覧できます。

【平成26年9月19日 公表】

【1】大野川水系河川整備計画【変更原案】

大野川水系河川整備計画(変更原案)を掲載しています。

【2】大野川水系河川整備計画【変更原案】概要版パンフレット

大野川水系河川整備計画(変更原案)の概要を掲載しています。

■ 整備計画に関するご意見はこちらへ ■

【意見箱設置場所】

- 国土交通省 大分河川国道事務所
大野川出張所
- 大分県 土木建築部河川課
大分土木事務所(地区情報コーナー)
- 大分市 河川課
鶴崎支所
大東支所
大在支所
明野出張所

大野川水系河川整備計画(変更原案)について

あなたのご意見をお聞かせください。

質問1. 大野川水系河川整備計画(変更原案)に関するご意見をご記入ください。

質問2. あなたの住所をお聞かせください。

男性

女性

質問3. あなたの年齢をお聞かせください。

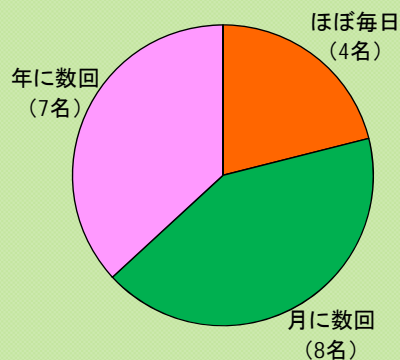
大野川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

アンケート結果

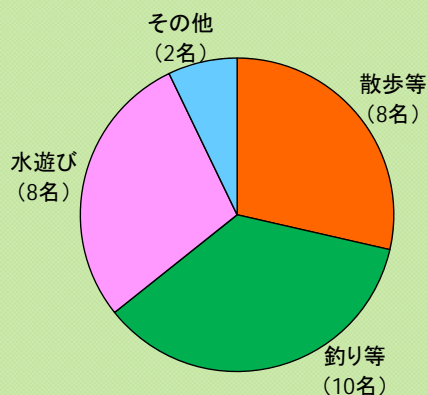
意見箱、インターネットより、合計21件のご意見をいただきました。

住民アンケート

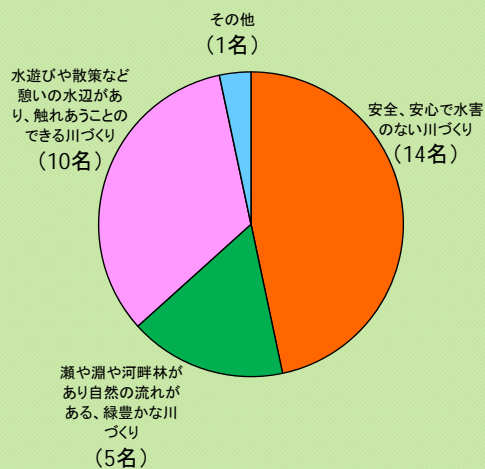
河川に行く頻度



河川に行く目的



川づくりへの要望



いただいた意見

住民からの意見は全部で21件あり、そのうち、整備計画(変更案)に新たに反映する意見が2件、整備計画(変更原案)に反映済みの意見が17件、無回答が2件ありました。

回答あり				無回答	計
治水	環境	利用	その他		
2件	1件	11件	5件	2件	21件



回答あり		
整備計画(案)に新たに反映	2件
整備計画(変更原案)に反映済み	17件

治水

整備計画(変更案)に新たに反映した内容について

意見

現計画P16にあった1,500m³/sカットの洪水調節施設の調査・検討は今後20年間には行わないのか。危機管理対策よりも重要なことではないか。

平成11年に策定した大野川水系河川整備基本方針に従って、治水、利水、環境の調和を図りつつ、計画的かつ着実な河川整備を実施する旨記載しているところであり、将来計画である基本高水のピーク流量11,000m³/sを達成するよう調査・検討を継続して進めていくこととしております。ご意見を踏まえ、河川整備基本方針の目標にむけた調査・検討を図る旨追加記載しました。

第4章 河川整備計画の目標に関する事項

(変更原案 P53に反映)

第2節 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

大野川水系では、昭和18年9月洪水、昭和20年9月洪水、平成5年9月洪水、平成17年9月洪水など、過去から幾度となく洪水による甚大な浸水被害が発生してきました。

一方で、大野川及び乙津川においては、堤防が整備途上の区間や河道の流下能力が不足する区間、河床低下によって堤防の安定性を損なう恐れがある区間、降雨及び河川水の堤体及び基礎地盤への浸透に対して必要な安全性が確保されていない堤防の区間等が存在しています。

また、大規模な地震が発生した場合においても、堤防や水門等の河川管理施設の所要の機能を確保し、津波等による浸水被害の防止又は軽減を図ることが必要です。

さらに、計画規模を超える洪水等の発生や整備途上において施設能力を超える洪水等が発生した場合においても、浸水被害の最小化を図ることが必要です。

このため、大野川水系河川整備基本方針に従って、治水、利水、環境の調和を図りつつ、計画的かつ着実な河川整備ならびに河川整備基本方針の目標に向けた調査・検討を実施するとともに、施設の老朽化に備えた長寿命化対策や効率的かつ的確な維持管理を行い、さらに関係機関と連携して危機管理体制等を整備し、洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減を図ります。

その他

整備計画(変更案)に新たに反映した内容について

意見

現計画P27に砂利採取は「将来的には原則禁止を目指す」とあったが、変更案では記述がなくなった。河床低下が進んでいるのに、今後も砂利採取を許可するのか。また砂利採取は犬飼付近までの県区間も含めて考えるべき。

大野川の河床は国管理区間の全川を通してみると近年では安定傾向にあります。しかし、水衝部等において局所的に河床が低下しており、河床及び堤防の安全性を確保するために対策を実施するものです。ご意見の砂利採取については、これまでと同様に河床変動の状況により原則的に砂利採取禁止区域を設定しているところです。ご意見を踏まえ以下を記載します。

第5章 河川整備の実施に関する事項

(変更原案 P68に反映)

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3)河道の維持管理

河道内に堆積した土砂により流下能力の低下など治水上支障がある場合は、堆積土砂等の除去を行います。

また、護岸等の河川管理施設で異常が発見された場合には、必要に応じて補修等を行います。

河道内樹木については、河川管理上支障がある区間において、動植物の生息・生育・繁殖環境並びに景観に配慮し、伐採時期や伐採方法についても検討を行いながら、適正な樹木管理に努めます。**あわせて、河道の測量・調査の結果を踏まえ河床低下傾向にある区域については原則的に砂利採取禁止区域に設定するなど適切な河道の維持に努めます。**

大野川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

治水

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

意見

内水対策は「家屋等の浸水被害の軽減」とあるが、農地浸水も対象に加えるべき。今後20年間の整備メニューが宮谷排水樋門の改築のみでは直轄事業として少ない気がする。

内水対策については、まずは床上浸水被害を解消することを目的としており、平成12年の河川整備計画策定以降、内水被害が著しい地域において排水機場等の整備を進めてきたところです。今後の内水氾濫による浸水被害実態を踏まえ、他の河川管理者や関係機関と連携し、適切な役割分担のもとで必要に応じた浸水対策を実施する旨、記載しています。

(変更原案)P62 4)内水対策

意見

過去に(昭和18年)大水害があり、現在の堤防になった。最近若干の補強工事をしたようですが、これで良いのでしょうか？高校や中学校も乙津川沿いにあります。子ども達が徒歩又は自転車で町中を通らずに安全に通学出来る道があればと思います。

平成24年の九州北部豪雨では福岡県を流れる矢部川で堤防が決壊しており、その要因は河川水の浸透による基盤からの漏水とされています。大野川においても浸透に対する安全性が確保されていない箇所が存在することから必要な対策等を行っていくとともに、引き続き堤防の機能を適切に維持していくために堤防等の点検、巡視、補修を行って行きたいと考えています。

また、毎年のように全国各地で豪雨災害等を受けており、計画規模を超える豪雨の増加が懸念されています。「河川整備計画」は、整備期間や財政の制約もあり一定限度の洪水を対象目標とした内容にとどまりますが、温暖化も含め施設能力以上の洪水や整備計画目標以上の洪水時の水害リスクを考慮して、被害を最小限にとどめるための方策について検討する旨記載しています。

なお、後段の堤防を通学路とする場合には、現在、通学路として自由に使用して頂いている箇所もありますが、新たな道路整備に関する要望があれば道路管理者である大分県や大分市に相談頂ければ、道路管理者が必要に応じ道路として使用できるよう河川占用の手続きを行うこととなります。

(変更原案)P61 3)堤防整備(浸透・侵食)、P69 4)堤防の維持管理

(変更原案)P34(7)危機管理、P64 7)危機管理対策、P75 12)地域と連携した減災対策、P76 13)大規模災害時の対応

利用

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

意見

大野川水系の堤防は、地区住民が色々と利用しています。この河川流域沿いに、街灯(照明)の設置を是非考えてもらいたい。



河川への街灯設置については、主に防犯等の目的で道路管理者や公園管理者が設置しているところです。新たに街灯の設置が必要な場合は、道路管理者や公園管理者と調整し、河川管理上支障のない範囲内で必要な手続きをすすめていきます。

意見

- ・河口一帯からの草が多く見られる。
- ・土手の草がかなり大きくなると、除草作業が入らないので子どもが草のカゲにかくれてしまい少々心配です。
- ・子どもが寄りやすく、安全な川でありたい。
- ・「水辺の楽校」の周辺の草刈りと水辺の葦も定期的に刈って欲しい。子ども達が安心して水辺で遊べる為、カヌー教室の時見通しが確保できる様に考えて欲しい。



河川堤防の除草は、河川管理施設である堤防(土手)等に損傷箇所などの異常箇所の有無を確認するために、年に2回(出水期前、台風期)に実施している状況です。

また、河川を安全に利用頂くために水位など河川情報をインターネットなどにより発信するとともに大分市や地域の方々と一緒に河川の利用面に着目した安全利用点検を行っているところです。安全利用の面から危険な箇所など気がついた点等ありましたら、大分河川国道事務所または同事務所大野川出張所に情報提供をお願いします。

(変更原案)

P69 4)堤防の維持管理

P79 4)流下物・投棄物の対策

P83(2)河川情報の発信と共有

利用

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

意見

乙津川、中流域から下流域まで、カヌー、釣り、グラウンド等、一貫した整備を行って欲しい。中島橋付近の整備も。

乙津川の水辺の楽校については、大分市などの関係機関等と連携し、河川空間の整備を行っているところです。今後、河川利用に対するニーズが高い箇所については、大分市などの関係機関の意向を踏まえ、必要に応じて検討していきたいと考えています。

(変更原案)P65(3)人と河川の豊かなふれあいの場の確保

意見

- ・乙津川の河川敷「水辺の学校」について、以下の要望あり。
- ・楽器を運ぶ中型トラックの進入がむずかしいので堤防に進入しやすい道路を造って欲しい。
- ・葦が覆っていて見通しが悪く足場が悪いので川岸にコンクリートをはって欲しい。
- ・乙津川の河川敷に駐車場を設けて欲しい。

乙津川の水辺の楽校は国土交通省と大分市が一緒になって整備し、現在大分市が河川敷を占用し維持管理しているところです。今後の河川の安全利用を含め大分市と調整していきたいと考えています。

(変更原案)P65(3)人と河川の豊かなふれあいの場の確保

利用

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

意見

- ・大野川土手の下への車の乗り入れが出来るようになればもっと町の人が入り込んで釣りなど出来て楽しい場所になると思います。
- ・大野川の鶴崎橋上流(右岸・左岸)に安全に釣れる釣り場を設置して欲しい。

今後、河川利用に対するニーズが高い箇所については、大分市などの関係機関の意向を踏まえ、必要に応じて検討していきたいと考えています。

(変更原案) P65(3)人と河川の豊かなふれあいの場の確保

意見

- ・治水は必要である。安心安全があってこそのものである。親水を盛り込んでもらいたい。川に親しむことで川を大事にする気持ちが芽生える。

河川整備計画はH5.9洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目標として整備を進めたいと考えています。河川空間は散歩、スポーツ、釣り、各種イベントに利用して頂いており、乙津川には水辺の楽校を整備し小学校の総合学習の場として利用されています。

今後も河川利用へのニーズが高い地区については関係機関及び地域住民と連携し、河川空間の整備について必要に応じて検討をしたいと考えております。

(変更原案) P65(3)人と河川の豊かなふれあいの場の確保

大野川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

環境

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

- 意見
- ・安全で環境保全にも力を入れた計画として下さい。

多自然川づくりの思想に基づき動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮するとしており、また必要に応じ学識経験者等の意見を聴き、工事後のモニタリングを行い今後の維持管理に反映させるよう努める旨記載しております。

(変更原案)

P58(1)洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

意見

- ・現計画P24にあった「河川とのふれあいや体験学習の場の整備」で完成していない鍛冶屋地先の水辺の楽校はどうか。整備を進めるべき。
- ・現行計画から削除した記述や整備メニューについても周知すべき。

乙津川の森町地先については整備を終えたところです。鍛冶屋地先を含め大野川・乙津川沿川の地域の方々の河川利用へのニーズ等把握しながら、施設計画等醸成を図るため関係機関及び地域住民と連携し、安全性及び利便性に配慮した河川空間の整備について必要に応じて検討を行い、整備を進めていく旨記載しているところです。

そのため、河川整備計画で具体的な地区名が記載されていなくても、河川利用へのニーズ等が高まれば整備を進めていくこととなります。

なお、旧河川整備計画本文と整備計画変更本文については、整備計画本文対比表にて違いが判読できるように大分河川国道事務所ホームページで対比表をもって公表いたします。

(変更原案)

P65(3)人と河川の豊かなふれあいの場の確保

その他

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

意見

・大野川水系の護岸の整備は私どもの生命を守るため大変必要なことで、計画的に河川整備がされているのでありがたい。



今後も河川整備計画に基づき計画的に河川整備を進めていきたいと考えています。

意見

・現計画P31にあった大野川流域懇談会について「今後の河川整備計画の内容に反映させます」という記述とフロー図が削除されている理由はなにか。現計画が書き過ぎていたので変更案では削除したというのでは、今の事務所にやる気が感じられない。現行計画の志(こころざし)を見習うべき。



大野川流域懇談会については、定期的にこれまで開催してきたところであり、大野川に対する様々な貴重なご意見等をいただけてきました。


引き続き、大野川流域懇談会での意見や地域住民の方々、関係者の方々の意見を頂くなど、大野川水系の河川整備の基本理念・基本方針に基づき地域・住民の方々と連携し、意見交換を行い、今後の河川整備にいかしていくこととしています。

その他

整備計画(変更原案)の区間外に対する意見

意見

・犬飼の大野川と茜側の合流地点の近くに住む者です。久原の対岸はかさ上げの工事が終了しましたが、反対側の工事はないのでしょうか。久原の方は排水ポンプは設置されたのでしょうか。私の家は平成2年、5年の洪水で堤防、擁壁を5年の水位で工事をしてもらいました。排水口が低いので大雨の時、内側の水がはけず床上浸水したことがあります。対岸の砂利の撤去工事はできないのでしょうか。



ご意見を頂いた区間については、大分県が河川を管理しています。
河川管理者である大分県より、対策が必要な箇所については今後、調査・設計を行うと聞いておりますので、詳しくは大分県にご相談下さい。

大野川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

河川の取り巻く状況やこれまでの進捗状況等を適切に反映できるよう、学識経験者で構成する「大分川・大野川学識者懇談会」により河川整備計画の点検を実施し、その結果を踏まえ、河川整備計画を変更することとしました。

河川整備計画(変更原案)に対して学識経験者の意見を聴取しました。

意見をいただいた学識経験者

氏名	専門分野	現所属	備考
いぬま けんじ 飯沼 賢司	環境歴史学	別府大学 教授 別府大学 文学部長	
かわの たみお 川野 田實夫	環境化学	大分大学 名誉教授	
さとう せいじ 佐藤 誠治	都市計画	大分大学 名誉教授	
しまだ すずむ 島田 晋	衛生工学	大分工業高等専門学校 名誉教授	
なかの あきら 中野 昭	河川工学	大分工業高等専門学校 名誉教授	
ひがの まこと 東野 誠	環境水理学	大分工業高等専門学校 都市・環境工学科 准教授	
もとや るり 本谷 るり	経営学	大分大学 経済学部 准教授	
よしだ みのる 吉田 稔	生物	大分生物談話会 前会長	
オガワ ユウゾウ 小川 裕三	水利	大分県土地改良事業団連合会 常務理事	
オガワ ヒロシ 小川 浩	漁業	海洋土木(株) 九州支店長代理	

※順不同、敬称略

いただいた意見

学識経験者からの意見は全部で13件あり、そのうち、整備計画(変更案)に新たに反映する意見が6件、整備計画(変更原案)に反映済みの意見が7件ありました。

治水	利水	環境	利用	歴史・文化	その他	計
2件	1件	6件	1件	1件	2件	13件



整備計画(案)に新たに反映	6件
整備計画(変更原案)に反映済み	7件

環境

整備計画(変更案)に新たに反映した内容について

意見 最近の川づくりや生物多様性の関連について記述すべきである。

ご意見を踏まえ以下の通り記載しました。

第4章 河川整備計画の目標に関する事項

(変更原案 P56に反映)

第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

動植物の生息・生育・繁殖環境については、**生物多様性の観点から**大野川及び乙津川が本来有している瀬や淵、ワンド、自然河岸、汽水域等の多様な河川環境の保全又は創出に努めます。

また、河道掘削や護岸等の河川整備の実施にあたっては、自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを推進するとともに、河川水域の縦断的・横断的な連続性の確保を図り、良好な河川環境が保全又は創出されるよう努めます。さらに、大野川及び乙津川では、ブラジルチドメグサやオオフサモ等の特定外来種が確認されていることから、関係機関と連携してこれらの特定外来種の拡大の防止及び新たな特定外来種の移入の回避に努めます。

環境

整備計画(変更案)に新たに反映した内容について

意見

大野川本川よりも支川迫川に外来種が繁茂することが多いことから、支川についても関係機関と情報共有を行い、連携し除去してもらいたい。

ご意見を踏まえ以下の通り記載しました。

第4章 河川整備計画の目標に関する事項

(変更原案 P56に反映)

第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

動植物の生息・生育・繁殖環境については、大野川及び乙津川が本来有している瀬や淵、ワンド、自然河岸、汽水域等の多様な河川環境の保全又は創出に努めます。

また、河道掘削や護岸等の河川整備の実施にあたっては、自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを推進するとともに、河川水域の縦断的・横断的な連続性の確保を図り、良好な河川環境が保全又は創出されるよう努めます。さらに、大野川及び乙津川では、ブラジルチドメグサやオオフサモ等の特定外来種が確認されていることから、**支川の河川管理者を含む**関係機関や地域住民と連携・協力し、除去等の取り組みを推進することで被害の防止に努めます。関係機関と連携してこれらの特定外来種の拡大の防止及び新たな特定外来種の移入の回避に努めます。

第5章 河川整備の実施に関する事項

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(変更原案 P77に反映)

(4) 河川環境の整備と保全に関する事項

2) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

良好な動植物の生息・生育・繁殖環境の維持を図るため、これまで河川環境調査等によって得られた情報を整理活用するなど、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備、管理等を実施します。

また、大野川が有する良好な自然環境を保全するため、ブラジルチドメグサやオオフサモ等の特定外来種については、治水、河川環境への影響を踏まえ、**支川の河川管理者を含む**関係機関や地域住民と連携・協力し、除去等の取り組みを推進することで被害の防止に努めます。

大野川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

環境

整備計画(変更案)に新たに反映した内容について

意見

P56では「環境基準値を概ね満足していますが……」「現在の良好な水質の保全を図るとともに、さらに水質の向上が図られるよう努めます。」とある。
一方、P46の水質の経年変化を見ると鶴崎橋が環境基準値を超え上昇傾向となっていることから、表現としては「監視を強め、適正な水質の維持に努める」などと記載する必要があるのではないか。

ご意見を踏まえ以下の通り記載しました。

第4章 河川整備計画の目標に関する事項
第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

(変更原案 P56に反映)

(2)水質

大野川及び乙津川の水質については、環境基準値を概ね満足していますが、引き続き、**水質調査を継続実施するとともに**関係機関と連携して啓発等を行い、**適正に水質の保全**が図られるよう努めます。

第5章 河川整備の実施に関する事項
第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(変更原案 P78に反映)

3)水質の保全

河川水の適正な管理を行うため、定期的に河川水質調査を行います。また、調査結果については、データの公表、蓄積を行うとともに、関係機関と情報を共有し、連携を図りながら**適正に水質の保全が図られるよう**努めます。あわせて、地域の意識向上や啓発活動については、水生生物の種類によって簡易的に水質の状態を調べる水生生物調査をはじめ、出前講座や「大分川・大野川水質汚濁防止連絡協議会」等を活用し、実施します。

水質事故発生時には、速やかに関係機関に事故情報が伝達されるよう、日頃から連絡体制を確立するとともに、関係機関と役割分担の上、事故や被害の状況把握、原因物質の特定のための調査、オイルフェンス、吸着マットの設置等を行うとともに、必要に応じて事故情報を速やかに公表し、被害の拡大防止に努めます。

また、水質事故への円滑な対応が図れるように、「大分川・大野川水質汚濁防止連絡協議会」の開催や水質事故訓練の実施等、日頃から水質事故管理体制の強化に努めていきます。

大野川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

環境

整備計画(変更案)に新たに反映した内容について

意見

P38の河川環境の整備と保全に関する事項でイワメという魚が大分県天然記念物に指定されていることから、特色として記載した方が良いのではないかと。

ご意見を踏まえ以下の通り記載しました。

第2章 大野川の現状と課題

(変更原案 P38に反映)

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

1. 上流部(源流から竹田盆地までの区間<県管理区間>)

源流部を含む最上流部では、谷間に生育するとされるシオジやオヒョウなどが自生しています。それらの落葉広葉樹が生育していることで、周辺の森林の土壌は豊富な落葉に覆われ、溪流で産卵し、孵化後、幼生の間は溪流で過ごし、成体になってからは落葉の堆積した林床で過ごす、ソボサンショウウオやブチサンショウウオ(小型)の生息場となっています。

竹田盆地までの上流部は、火砕流台地の中を、滝・溪谷を形成しながら谷部を流下し、河岸にはアラカシやコナラの群落が多く分布しています。滝や谷部が形成されていることにより、滝裏の岩の狭間や岩壁に営巣し、採餌や繁殖行動のほとんどを河川内で行うカワガラスやキセキレイが生息しています。河床は奇岩と玉石等からなり、河岸の樹木により陰ができ、餌となる昆虫が豊富などころには、溪流を好むアマゴやタカハヤが生息しており、さらに県指定の天然記念物であるイワメも生息しています。なお、竹田盆地では一部川が広がり河床もゆるくなり堆積した玉石や砂利にはツルヨシ群落が多く分布しています。


大野川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

利用

整備計画(変更案)に新たに反映した内容について

意見

P81の関係機関、地域住民との連携については現整備計画とあまり変わっていないことから、新たな取り組みなどを追記した方が良いのではないか。



ご意見を踏まえ以下の通り記載しました。

第6章 その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項**(変更原案 P81に反映)****(1) 関係機関、地域住民との連携**

大野川の河川整備をより円滑かつ効果的に推進していくためには、大分県及び関係市町村はもとより、大野川沿川の地域住民の理解と参加を得ることが必要不可欠です。

そこで、流域内において様々な活動を行っている各団体と連携し、大野川の活動支援を行うとともに、大野川の河川清掃やイベント等の地域住民の自主的な活動に対しても、安全で多数の地域住民が参加できるよう、活動に必要な河川情報を積極的に提供する等の支援を行います。

さらに、河川協力団体等と連携し、自発的な活動を促進させ、地域との協働管理を行うことで河川管理のさらなる充実を図ります。

また、川の365日を考える時、環境面の機能維持は、周辺地区住民との連携が欠かせない状況となっており、計画・実施段階から住民を主体とした行政とのネットワークの構成を図ります。

今後の川づくりにあたっては、行政と住民、学識経験者等が一体となり、下記の「大野川流域懇談会」等のなかでコミュニケーションを充実させることによって、技術面や予算面で可能なものから順に、人々が川に期待している想いを一つひとつ具体化します。

大野川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

歴史・文化

整備計画(変更案)に新たに反映した内容について

意見

多自然川づくりでは、「地域の暮らしや歴史・文化の調和」が示されている。文化財保護法では「文化的景観」という言葉を使用することから、本文のなかに「文化的景観」という言葉を入れていただきたい。また、輪中堤等、流域の暮らしの中で育まれてきたまち並等の景観についても、歴史・文化的景観として配慮するといった主旨で本文に汲んでいただきたい。

ご意見を踏まえ以下の通り記載しました。

第4章 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(変更原案 P57に反映)

第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

(3) 景観

「景観については、大分市街部の緩やかで広々とした水面などの良好な景観や、現在の豊かで清らかな流れなど、大野川の有する良好な自然景観の維持又は形成が図られるよう努めます。

また、**歴史・文化等の地域特性といった文化的な景観**を踏まえ、周辺の自然や町並み等と調和した良好な河川景観の維持又は形成が図られるよう努めます。」

大野川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

治水 整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

意見 噴火により河川へ泥流がでてくるのであれば記載する必要があるのではないか。

噴火により泥流が発生するなど河川に大規模な河道閉塞(天然ダム)が発生した場合は、広範囲に多大な被害が及ぶ恐れがあるため緊急調査等を実施する旨記載しています。

(変更原案) P76 13)大規模災害時の対応

意見 地球温暖化により降水量が増えると思うが、それに関する記載が必要ではないか。

毎年のように全国各地で豪雨災害等を受けており、計画規模を超える豪雨の増加が懸念されています。温暖化も含め施設能力以上の洪水や整備計画目標以上の洪水時の水害リスクを考慮して、被害を最小限にとどめるための方策について検討をすすめていく旨記載しています。

(変更原案)

P34(7)危機管理

P64 7)危機管理対策

P75 12)地域と連携した減災対策

P76 13)大規模災害時の対応

利水

意見 現状では水利用は問題ないが、将来的には水利用の動向に注意する必要があることを記載することは重要である。

水利用の動向については、利水者との情報連絡体制を整備し河川流量等の情報収集に努める旨記載しています。

(変更原案) P77 1)平常時の水管理

大野川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

環境

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

意見

工事箇所のみではなく、下流側の環境にも配慮した工事にしてもらいたい。



多自然川づくりの思想に基づき動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮するとしており、また必要に応じ学識経験者等の意見を聴き、工事後のモニタリングを行い今後の維持管理に反映させるよう努める旨記載しております。

(変更原案) P58(1)洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

意見

大分川・大野川は保護水面がある。魚類の生活史で重要であるため保護水面を守ってもらいたい。



大野川の河口から11k200付近は保護水面として指定され良好なアユの産卵場となっており、河川整備計画上も工事等の予定はありません。もしも保護水面に影響が考えられる工事を行う場合は、必要な手続きを行い、多自然川づくりの思想に基づき河川全体の営みを視野に入れた川づくりを行っていきます。

(変更原案) P77(4)河川環境の整備と保全に関する事項

その他

意見

地震対策等も盛り込まれており、良くできた河川整備計画である。



今後も河川整備計画に基づき計画的に河川整備を進めていきたいと考えています。

(変更原案) P54 1)洪水対策(外水対策)

意見

想定以上の災害がないとは言い切れない。何かあった時の備えを住民が事前に行うためにも、このような河川整備計画を知ってもらう事が大切である。



施設能力以上の洪水や整備計画目標以上の洪水時の水害リスクを考慮して、被害を最小限にとどめるための方策の検討を実施するとともに、今後も大野川に関する河川情報を発信して参ります。

(変更原案) P64 7)危機管理対策

環境

事務局からの変更点

変更案P38に「オオダイガハラサンショウウオ」の記述がありますが、大野川上流に生息するのは「ソボサンショウウオ」という新種であることが判明したため、名称の修正を行うこととしました。



上記を踏まえ以下の通り記載しました。

第2章 大野川の現状と課題

(変更原案 P38に反映)

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

1. 上流部(源流から竹田盆地までの区間<県管理区間>)

源流部を含む最上流部では、谷間に生育するとされるシオジやオヒョウなどが自生しています。それらの落葉広葉樹が生育していることで、周辺の森林の土壌は豊富な落葉に覆われ、溪流で産卵し、孵化後、幼生の間は溪流で過ごし、成体になってからは落葉の堆積した林床で過ごす、**ソボサンショウウオ**やブチサンショウウオ(小型)の生息場となっています。

大野川水系河川整備計画策定のスケジュール

